

山口県人事行政の運営等の状況

令和7年10月

山口県

〈 目 次 〉

I 山口県人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数等の状況	1
(1) 採用・退職等の状況	1
(2) 職員数の状況	2
2 人事評価の状況	4
(1) 人事評価の状況	4
3 給与等の状況	6
(1) 総括	6
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	7
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	9
(4) 職員の手当の状況	11
(5) 特別職の報酬等の状況	16
(6) 公営企業職員の状況	16
4 勤務時間その他の勤務条件	23
(1) 一般職員の勤務時間	23
(2) 年次有給休暇	23
(3) 特別休暇等	23
(4) 介護休暇	23
(5) 介護時間	24
(6) 子育て支援部分休暇	24
5 職員の休業の状況	25
(1) 自己啓発等休業	25
(2) 育児休業等	25
(3) 配偶者同行休業	25

6	分限及び懲戒処分状況	26
(1)	分限処分者数	26
(2)	懲戒処分者数	26
7	サービスの状況	27
(1)	職務に専念する義務の免除	27
(2)	営利企業等への従事許可	27
8	退職管理の状況	28
(1)	再就職に関する規制等	28
(2)	退職者の再就職の状況	28
9	職員の研修の状況	31
(1)	研修の状況	31
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	33
(1)	保健の状況	33
(2)	福利厚生状況	33
(3)	公務災害補償	34
11	特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況	35
(1)	知事部局等	35
(2)	教育委員会	36
(3)	警察本部	37

II 山口県人事委員会の業務の状況

1	職員の競争試験及び選考の状況	38
(1)	職員の競争試験の状況	38
(2)	採用選考の状況	39

2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況……………	40
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況……………	44
4	職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況……………	45

I 山口県人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数等の状況

(1) 採用・退職等の状況（令和6年度）

ア 採用

区分	試験					採用選考	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師 看護師等	警察官		
一般行政職等	112人		34人	11人		24人	181人
医療職						5人	5人
教育職						409人	409人
警察職					106人	19人	125人
技能労務職							
計	112人		34人	11人	106人	457人	720人

(注)一般行政職等:下記以外の給料表適用者

医療職:医療職給料表適用者

教育職:教育職給料表適用者

警察職:公安職給料表適用者

技能労務職:現業職給料表適用者

(以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

イ 退職

区分	定年退職	応募認定等退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	75人	19人	130人	2人	226人
医療職			1人		1人
教育職	293人		264人	8人	565人
警察職	30人	3人	67人	2人	102人
技能労務職					
計	398人	22人	462人	12人	894人

ウ 再任用

区分	再任用(常勤勤務)		再任用(短時間勤務)	
		更新		更新
一般行政職等	155人	154人	30人	3人
医療職				
教育職	579人	564人	106人	94人
警察職	49人	49人		
技能労務職				
計	783人	767人	136人	97人

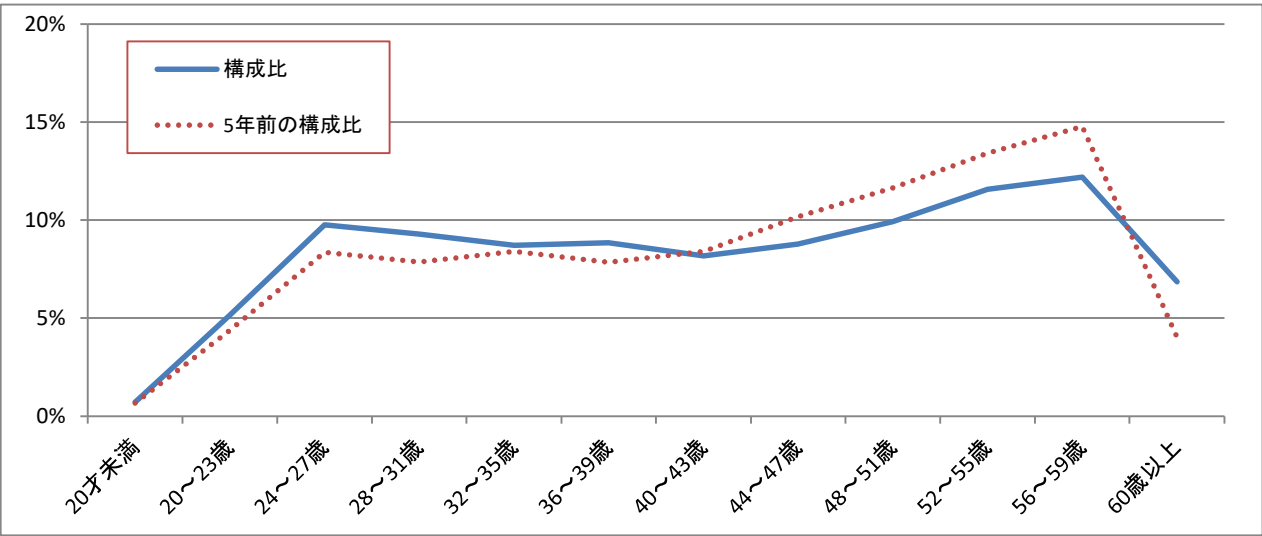
(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年度	令和7年度		
一般行政	議 会	32人	31人	△1人	体制見直しによる減員
	総務企画	580人	589人	9人	デジタル推進体制の強化による増員
	税 務	207人	205人	△2人	体制見直しによる減員
	民 生	290人	297人	7人	児童相談所体制の強化による増員
	衛 生	570人	572人	2人	総合医療センター機能強化体制の強化による増員
	労 働	65人	65人	0人	
	農林水産	903人	889人	△14人	体制見直しによる減員
	商 工	149人	151人	2人	産業脱炭素化体制の強化による増員
	土 木	795人	788人	△7人	体制見直しによる減員
	小 計	3,591人	3,587人	△4人	
特別行政	教育部門	10,667人	10,497人	△170人	児童生徒数の減少による減員
	警察部門	3,540人	3,530人	△10人	体制見直しによる減員
	小 計	14,207人	14,027人	△180人	
公営企業等 会計	企 業	116人	118人	2人	工業用水道事業体制の強化による増員
	その他	34人	33人	△1人	体制見直しによる減員
	小 計	150人	151人	1人	
合 計		17,948人 [20,353 人]	17,765人 [19,818 人]	△183人 [△535人]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、休職者、派遣者等を含みます。
2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	126人	916人	1,733人	1,651人	1,549人	1,572人	1,451人	1,561人	1,764人	2,057人	2,168人	1,217人	17,765人

ウ 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分 部 門 別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,515 人	3,540 人	3,566 人	3,565 人	3,591 人	3,587 人	72 人 (2.0%)
教育	11,225 人	11,146 人	10,953 人	10,767 人	10,667 人	10,497 人	△ 728 人 (△6.5%)
警察	3,552 人	3,559 人	3,561 人	3,546 人	3,540 人	3,530 人	△ 22 人 (0.6%)
普通会計 計	18,292 人	18,245 人	18,080 人	17,878 人	17,798 人	17,614 人	△ 678 人 (△3.7%)
公営企業等会計	151 人	154 人	159 人	150 人	150 人	151 人	0 人 (0.0%)
計	18,443 人	18,399 人	18,239 人	18,028 人	17,948 人	17,765 人	△ 678 人 (△3.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の状況

職員の意欲・士気の高揚や能力向上を図ることを目的に、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用するため、「能力評価」と「実績評価」で構成する人事評価制度を導入しています。人事評価の結果は、昇給や勤勉手当の成績率に反映する他、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用しています。

ア 知事部局等

種 別	管 理 職 員	一 般 職 員
能力評価 〔Aa～Ccの 9段階評価〕	【目的】 職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことによって、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。 【評価の内容】 「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。 〔評価期間：暦年(1月～12月)、評価基準日：9月1日〕 【評価者】 該当職員の上位級職員	
実績評価 〔S～Dの 5段階評価〕	【目的】 組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。	【目的】 客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。
	【評価の内容】 年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。 〔 評価期間：年度(4月～3月) 〕 〔 評価基準日：2月1日 〕	【評価の内容】 評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。 半期に一度、年2回評価を実施。 〔 評価期間：半年(4月～9月、10月～3月) 〕 〔 評価基準日：9月1日、2月1日 〕
	【評価者】 該当職員の上位級職員	

イ 教育委員会

種 別	管 理 職 員	一 般 職 員
能力評価 〔Aa～Ccの 9段階評価〕	【目的】 職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を把握し、的確な評価と指導・助言を行うことによって、中長期的な人材育成や適切な人事配置等に資すること。 【評価の内容】 「知識・技能」や「企画・立案力」等10項目について、各職位別に定める一定の基準に照らして、能力の水準を評価する。 〔評価期間：暦年(1月～12月)、評価基準日：9月1日〕 【評価者】 該当職員の上位級職員	
実績評価 〔S～Dの 5段階評価〕	【目的】 組織の重要課題を踏まえた目標を設定し、その達成度等を評価することにより、管理職員の成果責任の明確化と効果的な組織マネジメントに資すること。	【目的】 客観的な業務実績や執務態度を評価することにより、職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成等に資すること。
	【評価の内容】 年度当初に目標を設定し、評価期間中に挙げた実績を、その達成度により評価する。 〔 評価期間：年度(4月～3月) 〕 〔 評価基準日：2月1日 〕	【評価の内容】 評価期間中における業務実績等について、評価基準に照らし評価する。 半期に一度、年2回評価を実施。 〔 評価期間：半年(4月～9月、10月～3月) 〕 〔 評価基準日：9月1日、2月1日 〕
	【評価者】 該当職員の上位級職員	

ウ 警察本部

平成29年1月1日から新たな人事評価制度を導入し、3つの評価により職員一人一人を評価しています。

■ 3つの評価

能力評価	職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価
業績評価	職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価
総合評価	能力評価及び業績評価の結果に基づき総合的に評価

3 給与等の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

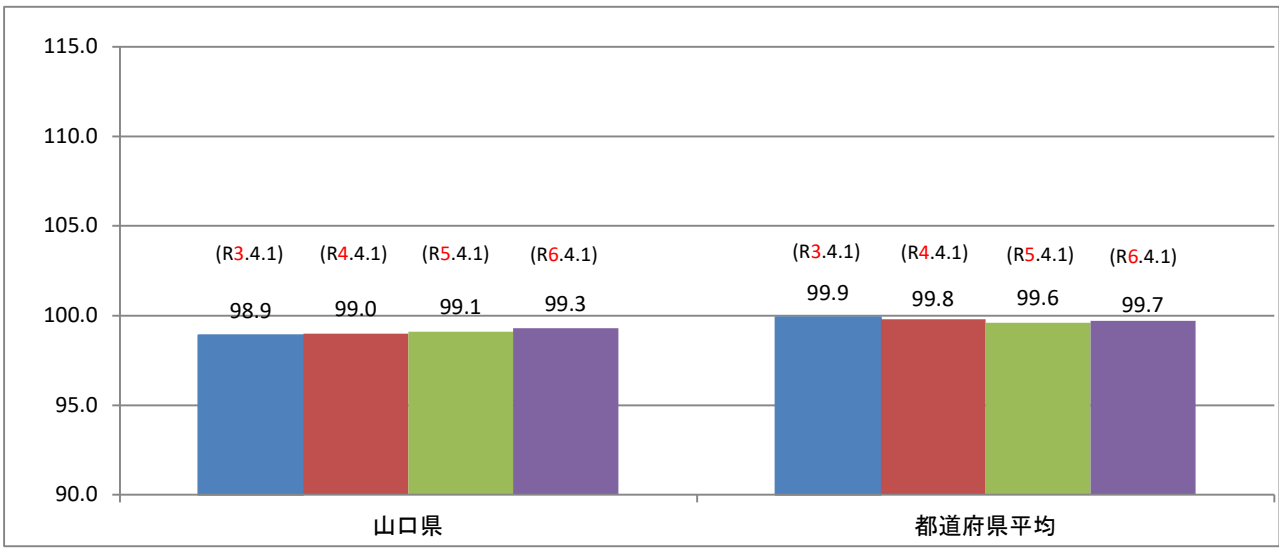
区 分	住 民 基 本 台 帳 人 口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 1,276,468	千円 702,970,202	千円 12,838,866	千円 170,433,593	% 24.2	% 23.3

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 17,798	千円 79,175,956	千円 13,310,056	千円 31,679,361	千円 124,165,373	千円 6,976

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

②本県の給与水準は、労働基本権の制約に対する代償措置としての人事委員会勧告を尊重し決定しており、地域の民間給与水準等を適切に反映させた人事委員会勧告を実施した結果、ラスパイレス指数が3年連続で上昇している。

エ 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧 告 (改定率) %		
6年度	370,025	359,737	10,288 (2.86%)	2.86	2.86	2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A 月	公務員の 支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧 告 (改定月数) 月		
6年度	4.61	4.50	0.11	0.10	4.60	4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層は据置き、高齢層は最大4%程度の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準(周南市3%)に対し、県内に在勤する職員に対して0.15%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。給与制度の総合的見直しによるものではなく、平成27年度の人事委員会勧告に基づくものであり、平成27年4月に遡及して支給。

(参考)

	平成26年度 の支給 割合	平成27年度の支給割合		平成28年 度の支給 割合	平成29年 度の支給 割合	平成30年 度の支給 割合	令和元年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合	令和3年 度の支給 割合	令和4年 度の支給 割合	令和5年 度の支給 割合	令和6年 度の支給 割合
		4月1日 時点	遡及改定後									
国基準による 支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
山口県の 支給割合	0%	0%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%	0.15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

(ア)一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	42.9 歳	333,873 円	405,293 円	359,414 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円

(イ) 高等（特別支援・専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	46.9 歳	380,900 円	428,262 円

(ウ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	42.9 歳	368,054 円	405,974 円

(エ) 警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山口県	39.3 歳	343,567 円	453,105 円	370,687 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

イ 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		山 口 県	国
一般行政職	大 学 卒	227,500 円	220,000 円
	高 校 卒	196,200 円	188,000 円
高等学校教育職	大 学 卒	254,200 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	254,200 円	—
警察職	大 学 卒	257,100 円	255,200 円
	高 校 卒	227,900 円	216,400 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

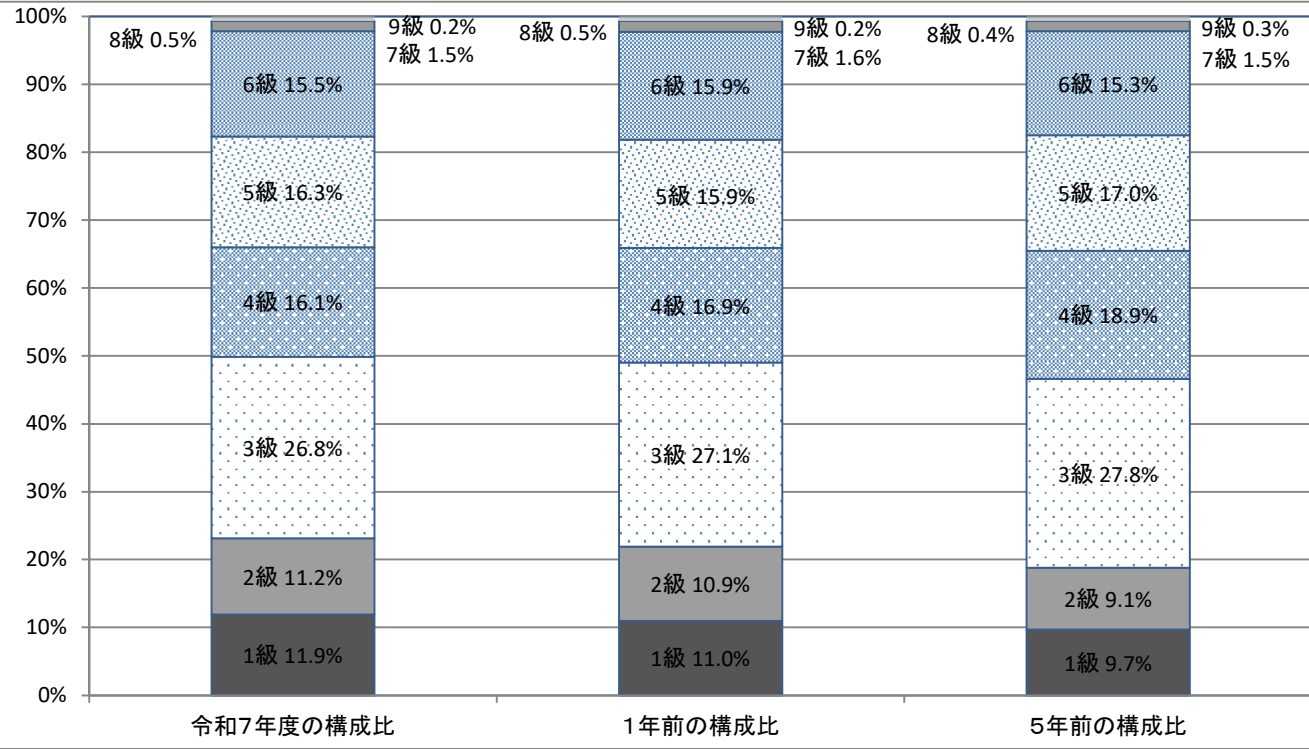
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 2 0 年	経 験 年 数 2 5 年	経 験 年 数 3 0 年
一般行政職	大 学 卒	288,343 円	362,765 円	389,844 円	407,376 円
	高 校 卒	257,996 円	322,452 円	349,169 円	373,350 円
高等学校教育職	大 学 卒	341,146 円	403,429 円	428,138 円	442,096 円
小・中学校教育職	大 学 卒	341,202 円	400,591 円	419,860 円	433,274 円
警察職	大 学 卒	290,237 円	357,855 円	407,391 円	431,755 円
	高 校 卒	291,643 円	355,768 円	396,250 円	424,422 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

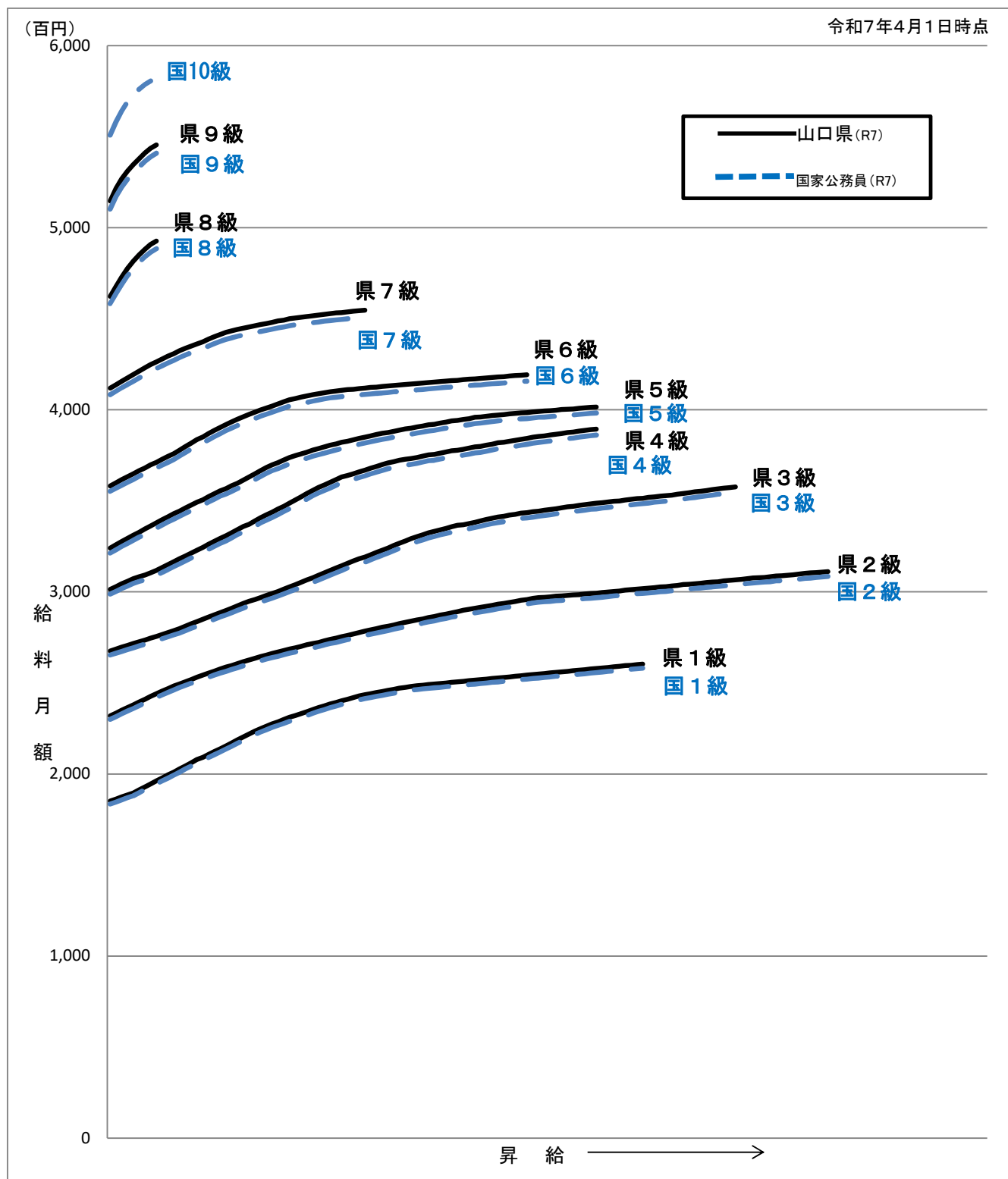
ア 一般行政職の級別職員数等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁部長	9人	0.2%
8 級	局長、理事	21人	0.5%
7 級	本庁部次長	64人	1.5%
6 級	本庁課長	635人	15.5%
5 級	相当困難主査	667人	16.3%
4 級	主査	659人	16.1%
3 級	主任	1,100人	26.8%
2 級	係員	459人	11.2%
1 級	係員	488人	11.9%

(注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		○			
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,815 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

オ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

山 口 県	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算) 1人当たり平均支給額 7,370 千円 22,340 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	172,465 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	9,675 円		
支給対象地域(職種)	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区	20 %	28 人	20 %
大阪市	16 %	7 人	16 %
豊田市	15 %	0 人	15 %
東京都府中市	15 %	1 人	15 %
東京都立川市	14 %	1 人	14 %
さいたま市	14 %	2 人	14 %
千葉市	14 %	1 人	14 %
広島市	9 %	5 人	9 %
福津市	9 %	7 人	9 %
金沢市	3 %	2 人	3 %
岡山市	3 %	1 人	3 %
周南市	0.1 %	1474 人	2 %
山口県内に在勤する職員	0.1 %	16,037 人	0 %
上記以外の市町村	0 %	7 人	0 %
医師	16 %	24 人	16 %
平均支給割合	0.2 %	—	0.2 %

(注)「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	852,862 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	123,639 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	38.8 %			
手当の種類	17 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度)決算	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	852,862 千円	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務		日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、必要な情報の提供、助言その他の援助の業務		(1)日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、必要な情報の提供、助言その他の援助に関する業務		(2)日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務等		(1)日額 300～4,000円
	(2) 保健所に勤務する職員	(2) 感染症法に基づく質問・調査		(2)日額 300円
	(3) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(3) 動物の治療、処分、飼育管理		(3)日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査		(1)日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査		(2)日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業		日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度)決算	左記職員に対する支給 単価
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員 職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務 災害対策本部が他の地方公共団体に設置された災害に対処するために行う連絡調整、巡回監視、避難所運営作業等		巡回監視 日額 480円 応急作業等 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業		日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部消防保安課に勤務する職員 (2) 保健所等に勤務する職員 (3) 健康福祉部薬務課に勤務する職員 (4) 農林総合技術センターに勤務する職員 (5) 水産事務所等に勤務する職員 (6) 防災危機管理課に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務 (2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査 (3) 司法警察員の業務及びけん銃訓練 (4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業 (5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業 (6) 回転翼航機に搭乗して行う作業		(1)日額 300円 (2)日額 300円 (3)日額 1,500円 (4)1時間 100～120円 (5)日額 300円 (常時乗り組む職員 500円) (6)搭乗1時間 1,900円 降下日額 870円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務		日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業		1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務 (2) 修学旅行等引率指導業務 (3) 対外運動競技等への引率指導業務 (4) 部活動指導業務 (5) 入学試験監督業務		(1)日額 7,500～8,000円 (2)日額 5,100円 (3)日額 5,100円 (4)日額 2,700円 (5)日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導		日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時		授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導		学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言		日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等		日額 230～20,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	3,170,277 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	411 千円
支給実績(令和5年度決算)	3,067,338 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	398 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 異 同	国 の 制 度 異 な る 内 容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(本庁部課長、出先機関の長等)に対して支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～130,000円	異	手当額 46,300～139,300円	1,125,894 千円	693,284 円
扶養手当	(1) 配偶者:3,000円 (行政職給料表8級以上 支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:11,500円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		1,747,174 千円	249,525 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	異	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額27,000円以下 → 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円超 → 家賃の月額と27,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:28,000円)	1,696,085 千円	310,581 円
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円超 →1箇月当たり150,000円を上限に支給 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	異	【交通機関利用】 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額55,000円 【自動車等使用】 使用距離に応じ2,000～31,600円	2,106,576 千円	139,186 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		202,827 千円	399,266 円
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		712,397 千円	535,637 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		316,196 千円	191,286 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午後10時から午前5時)> 勤務1回につき2,000～6,000円	同		16,460 千円	82,714 円

手 当 名	内容及び支給単価	国 度 異	の 制 度 と 同 異	の 制 度 と 同 異	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師たる職員で採用困難なものに対して支給 ＜医師又は歯科医師＞ 採用後35年以内の期間、免許取得からの経過年数に応じた額 (最高支給額:月額416,600円) ＜獣医師＞ 採用後1年間は月額30,000円。以降、毎年3,000円ずつ通減	同		＜獣医師＞ 制度なし	1,216,836 千円 (初任給調整手当、特地勤務手当、夜間勤務手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当の合計)	
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～16%	同				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同				
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 → 給料月額の6%					
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～20%					
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 → 級号給に応じて2,000～8,000円					
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 → 給料月額の5%					
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 → 給料月額の5～10% (管理職手当受給者は4～8%)					
在宅勤務等手当	住居等において在宅勤務等を中心とした働き方を3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し支給 →月額3,000円	同				

(5) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給料	知事		1,290,000	円	(1,290,000 円)
	副知事		1,020,000	円	(1,020,000 円)
報酬	議長		980,000	円	(980,000 円)
	副議長		880,000	円	(880,000 円)
	議員		840,000	円	(840,000 円)
期末手当	知事		(令和6年度支給割合)		
	副知事		3.45	月分	
	議長		(令和6年度支給割合)		
	副議長		3.45	月分	
退職手当	知事		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事		給料月額×在職月数×0.50	30,960,000 円	任期毎又は通算
			給料月額×在職月数×0.40	19,584,000 円	任期毎又は通算
備 考					

(注) 1 給料、報酬及び期末手当の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 5,851,857	千円 854,894	千円 693,802	% 11.9	% 11.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 74	千円 302,386	千円 88,621	千円 130,154	千円 521,161	千円 7,043

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山 口 県	43.9 歳	334,149 円	573,624 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山 口 県 (工 業 用 水 道 事 業)	山 口 県
1人当たり平均支給額(令和6年度)	1人当たり平均支給額(令和6年度)
1,852 千円	1,815 千円
(6年度支給割合)	(6年度支給割合)
期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20%
・管理職加算 15、25%	・管理職加算 15、25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当(令和7年4月1日現在)

山 口 県 (工 業 用 水 道 事 業)	山 口 県
(支給率)	(支給率)
自己都合 応募認定・定年	自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575月分 47.709 月分
最高限度額 47.709月分 47.709 月分	最高限度額 47.709月分 47.709 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)	定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)
1人当たり平均支給額 16,806 千円 21,513 千円	1人当たり平均支給額 7,370 千円 22,340 千円

(注) 1 山口県(工業用水道事業)の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		477 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		6,534 円	
支給対象地域(職種)	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
山口県内に在勤する職員	0.1 %	73 人	0.1 %

d 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			1,670 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			36,305 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			62.1 %	
手当の種類			5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度) 決算	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	1,670 千円	日額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
災害応急作業等手当	右の業務を行った職員	他の地方公共団体に派遣された場合の災害応急作業等		日額 480～730円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務		日額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務		日額 300～4,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	29,060 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	461 千円
支給実績(令和5年度決算)	33,119 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	517 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異なる 内 容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	同	<手当額> 33,000～ 130,000円	7,692 千円	769,200 円
扶養手当	(1) 配偶者:3,000円 (行政職給料表8級以上 支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:11,500円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		10,576 千円	229,915 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		3,953 千円	263,507 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円超 → 1箇月当たり150,000円を上限に支給 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、 以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場合54,500円)	同		14,962 千円	237,494 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することになった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		364 千円	363,549 円
特勤勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一 般 行 政 職 の 制 度 と 異 な る 内 容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和6年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等 において、正規の勤務時間として勤務した職員 に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員 に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		19,884 千円	662,793 円
管理職員特別勤務手 当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の 必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午後10時から午前5時) > 勤務1回につき2,000～6,000円	同		9 千円	8,500 円
在宅勤務等手当	住宅等において在宅勤務等を中心とした働き 方を3箇月以上の期間について1箇月当たり 平均10日を超えて命ぜられた職員に対し支 給 → 月額3,000円	同			

イ 電気事業

(ア)職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 2,133,877	千円 445,072	千円 386,317	% 18.1	% 27.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 42	千円 171,230	千円 52,183	千円 73,355	千円 296,768	千円 7,066

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

(イ)職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山 口 県	43.0 歳	378,208 円	611,752 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山 口 県 (電 気 事 業)	山 口 県
1人当たり平均支給額(令和6年度)	1人当たり平均支給額(令和6年度)
1,887 千円	1,815 千円
(6年度支給割合)	(6年度支給割合)
期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20%
・管理職加算 15、25%	・管理職加算 15、25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当(令和7年4月1日現在)

山 口 県 (電 気 事 業)	山 口 県
(支給率)	(支給率)
自己都合 応募認定・定年	自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575月分 47.709 月分
最高限度額 47.709月分 47.709 月分	最高限度額 47.709月分 47.709 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)	定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)
1人当たり平均支給額 14,267 千円 22,036 千円	1人当たり平均支給額 7,370 千円 22,340 千円

(注) 1 山口県(電気事業)の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		274 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		6,520 円	
支給対象地域(職種)	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
山口県内に在勤する職員	0.1 %	42 人	0.1 %

d 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			632 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			25,289 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			59.5 %	
手当の種類			5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度) 決算	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	632 千円	日 額 480～730円 (日没から日出間は50%加算)
災害応急作業等手当	右の業務を行った職員	他の地方公共団体に派遣された場合の災害応急作業等		日 額 480～730円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務		日 額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務		日 額 300～4,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	14,575 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	416 千円
支給実績(令和5年度決算)	12,997 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	371 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

f その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異なる 内 容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	同	<手当額> 33,000～ 130,000円	5,580 千円	797,143 円
扶養手当	(1) 配偶者:3,000円 (行政職給料表8級以上 支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:11,500円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級 3,500円) (行政職給料表9級 支給しない)	同		5,929 千円	312,062 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の 2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手 当額の2分の1に相当する額	同		3,418 千円	284,874 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円超 → 1箇月当たり150,000円を上限に支給 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、 以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98km以上の場 合54,500円)	同		8,101 千円	238,275 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		—	—
特勤勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異なる 内 容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (令和6年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等 において、正規の勤務時間として勤務した職員 に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員 に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,400～7,400円	同		12,717 千円	635,845 円
管理職員特別勤務手 当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の 必要により週休日等に勤務した場合に支給 <週休日等> 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額) <週休日等以外の日(午後10時から午前5時) > 勤務1回につき2,000～6,000円	同		—	—
在宅勤務等手当	住宅等において在宅勤務等を中心とした働き 方を3箇月以上の期間について1箇月当たり 平均10日を超えて命ぜられた職員に対し支 給 → 月額3,000円	同			

4 勤務時間その他の勤務条件

(1) 一般職員の勤務時間

令和7年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。
令和6年の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

令和6年 平均使用日数	14.2日
-------------	-------

(注) 小中学校職員を除く。

(3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区 分		付与日数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	
	ボランティア活動	年5日以内
	職員の結婚	連続して7日以内
	職員の分べん	産前8週間から産後8週間
	育児(生後1年6月に達しない子)	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子(中学校卒業前)の看護	5日以内(対象となる子が2人以上いる場合は10日以内)
	(短期)介護休暇	5日以内(対象となる親族が2人以上いる場合は10日以内)
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
	妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
	妊娠障害	14日以内
	不妊治療	6日以内
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)で取得することが可能です。

令和6年度の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	4人
女性職員	5人
計	9人

(5) 介護時間

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

令和6年度の介護時間の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	1人
女性職員	6人
計	7人

(6) 子育て支援部分休暇

職員が小学校(第1学年から第3学年までに限る。)に就学している子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1日を通じ、2時間の範囲内で取得することが可能です。

令和6年度の子育て支援部分休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	4人
女性職員	46人
計	50人

5 職員の休業の状況

(1) 自己啓発等休業

公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることが認められる制度です。

令和6年度の自己啓発等休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数	うち大学等課程の履修	うち国際貢献活動
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	3人	2人	1人
計	3人	2人	1人

(注) 取得者数は令和6年度に新たに自己啓発等休業を取得した数を示している。

(2) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等をすることが認められる制度です。

令和6年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	231人	5人
女性職員	306人	209人
計	537人	214人

(注) 取得者数は令和6年度に新たに育児休業等を取得した数を示している。

(3) 配偶者同行休業

公務の運営に支障がないと認められる場合に、職員が外国で勤務等をする配偶者に同行するため、休業をすることが認められる制度です。

令和6年度の配偶者同行休業の取得状況は次のとおりです。

	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

(注) 取得者数は令和6年度に新たに配偶者同行休業等を取得した数を示している。

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

令和6年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合						
心身の故障の場合				389人		389人
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合				3人		3人
条例で定める事由による場合						
合 計				392人		392人

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

令和6年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合 計
法令に違反した場合			2人	5人	6人	13人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		1人	1人			2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合						0人
合 計		1人	3人	5人	6人	15人

7 服務の状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合 イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合 ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合 エ 人事委員会が定める場合 (ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合 (イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合 (ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する審査請求をする場合 (エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合 (オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合 (カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 (キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合 (ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合 (ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合 (コ) 職務上必要な試験を受験する場合 (サ) 人事委員会が特に認めた場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合 ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの エ その他法の精神に反しないと認められるもの

8 退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法第38条の2及び職員の退職管理に関する条例等により、再就職に関する規制等を実施しています。

(1) 再就職に関する規制等

1) 元職員による働きかけの規制

元職員による、離職前の職務に関する現職職員への働きかけを禁止しています。なお、退職時の職位に応じた規制の内容は、次のとおりです。

根拠規定	主体	働きかけの禁止となる対象	期間
地方公務員法	全ての再就職者	離職前5年間の職務	2年間
		在職中に自らが最終決裁権者として決定した契約・処分	定めなし
	長の直近下位の内部組織の長(部局長等)の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に同職に就いていたときの職務	2年間
県条例	国の部課長級相当職(部局長等を除く所属長以上)の職に就いていた再就職者	同上	2年間

2) 再就職情報の届出

職員は、離職後2年間、営利企業等の地位に就こうとする場合、もしくは就いた場合には、任命権者に一定の事項を届け出るものとしています。

(2) 退職者の再就職の状況

課長級以上(管理職手当受給者)であった退職職員の再就職の状況は、以下のとおりです。

ア 知事部局等

(令和7年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名 【管理監督職上限年齢制等による降任前の役職名】	退職 年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職 年月日
1	浅川 公祥	給与厚生課長	R7.3.31	(公財)山口県ひとづくり財団	自治研修部教務第一課長	R7.4.1
2	江崎 典司	管財課長	R7.3.31	山口宇部空港ビル(株)	施設管理部長	R7.4.1
3	田中 康夫	消防保安課長	R7.3.31	(一財)山口県国際総合センター	事務局長兼総務部長	R7.4.1
4	永富 直樹	総合企画部長	R7.3.31	公立大学法人山口県立大学	専務理事	R7.4.1
5	高田 政夫	総合企画部理事	R7.3.31	(公財)やまぐち産業振興財団	常務理事兼事務局長	R7.6.17
6	大塚 浩昭	統計分析課主査 【萩看護学校事務局長】	R7.3.31	山口県児童福祉連絡会議	事務局次長	R7.4.1
7	近藤 和彦	環境生活部長	R7.3.31	(公財)山口県歯科医師会	事務局長	R7.5.14
8	中谷 信夫	環境生活部次長	R7.3.31	山口県職業能力開発協会	専務理事兼参事	R7.6.1
9	國吉 宏和	健康福祉部長	R7.3.31	(公財)山口県健康福祉財団	理事長	R7.4.1
10	岡 博之	健康福祉部次長	R7.3.31	山口赤十字病院	事務副部長兼総務企画課長	R7.4.1
11	山畑 和之	健康増進課副課長	R7.3.31	名鉄観光サービス(株)	課長代理	R7.8.1
12	大塚 俊司	こども・子育て応援局長	R7.3.31	(公財)山口県ひとづくり財団	事務局長兼管理部長	R7.4.1
13	大山 昌志	岩国健康福祉センター保健環境部食肉検査課主査 【長門健康福祉センター保健環境部副部長】	R7.3.31	長門健康福祉センター	会計年度任用職員	R7.4.1
14	中尾 雄二	柳井健康福祉センター所長	R7.3.31	(社福)鼓ヶ浦整肢学園法人	事務局長	R7.4.1
15	中司 ひかり	山口健康福祉センター山口保健環境部健康増進課長 【岩国児童相談所長】	R7.3.31	(公財)山口県健康福祉財団	健康企画・研修班長	R7.4.1
16	江藤 雄司	福祉総合相談支援センター所長	R7.3.31	(株)モナポライズ	トラック運転手(フルタイム)	R7.4.1
17	高林 謙行	産業労働部長	R7.3.31	国立大学法人山口大学	学長特命補佐 教授(地域連携強化担当)	R7.4.1
18	谷元 憲治	大阪事務所長	R7.3.31	小野田赤十字病院	事務部長兼経営戦略室長	R7.4.1
19	岡村 光徳	労働委員会事務局主査 【人権対策室調整監】	R7.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団	総務課長	R7.4.1

No.	氏名	退職時役職名 【管理監督職上限年齢制等による降任前の 役職名】	退職 年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職 年月日
20	道免 憲司	観光スポーツ文化部長	R7.3.31	山口県立美術館	館長(非常勤嘱託)	R7.4.1
21	大田 淳夫	農林水産部長	R7.3.31	(一社)山口県医師会	事務局次長	R7.4.1
22	長嶺 栄治	岩国農林水産事務所農村整備部農地活用課主査 【農林水産部審議監】	R7.3.31	(特)山口県土地改良事業団体連合会	参事	R7.4.1
23	南野 辰夫	柳井農林水産事務所水産部長	R7.3.31	(一財)山口県施設管理財団	非常勤嘱託職員	R7.4.1
24	高光 尚	柳井農林水産事務所農業部産地振興課主査 【農林総合技術センター農林業担い手支援部社会人研修室長】	R7.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	担い手・新事業支援部アドバイザー	R7.4.1
25	小田村 清	周南農林水産事務所次長	R7.3.31	小田村司法書士事務所	司法書士	R7.7.24
26	宮崎 哲	周南農林水産事務所農村整備部事業調整課主査 【山口農林水産農村整備部長】	R7.3.31	キタイ設計(株)	顧問	R7.4.1
27	野村 悟治	山口農林水産事務所農業部長	R7.3.31	美祢市役所	副主幹	R7.4.1
28	本間 義正	美祢農林水産事務所農村整備部農地活用課主査 【技術管理課検査監】	R7.3.31	(株)技術開発コンサルタント	理事	R7.4.1
29	小村 光宏	萩農林水産事務所水産部長	R7.3.31	山口県以東機船曳網漁業協同組合	事務局長(会計主任)	R7.4.1
30	庄 栄一郎	萩農林水産事務所農村整備部農地活用課主査 【柳井農林水産事務所農村整備部調整監】	R7.3.31	内外エンジニアリング(株)	技術部長	R7.4.1
31	山本 浩幹	下関農林事務所次長	R7.3.31	(公財))山口県健康福祉財団	総務管理班長	R7.4.1
32	久田 恒夫	農林総合技術センター所長	R7.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	参与兼農地中間管理事業部長	R7.4.1
33	末富 芳伸	土木建築部次長	R7.3.31	やまぐち港湾運営(株)	業務部長	R7.4.1
34	山下 哲	技術管理課主査 【山口農林水産事務所次長】	R7.3.31	(一財)山口県建設技術センター	研修課長	R7.4.1
35	兼崎 浩佳	技術管理課主査 【建築指導課長】	R7.3.31	日本ERI(株)山口支店	副支店長兼確認部長	R7.6.1
36	野嶋 秀範	岩国土木建築事務所長	R7.3.31	セントラルコンサルタント(株)	技術顧問	R7.4.1
37	佐古 芳幸	岩国土木建築事務所次長	R7.3.31	自由民主党山口県支部連合会事務局	事務局次長	R7.4.1
38	河田 信行	柳井土木建築事務所長	R7.3.31	(株)ウエスコ	理事	R7.4.1
39	岡本 勲	周南土木建築事務所長	R7.3.31	(株)パスコ 中四国事業部営業部山口支店	技師長	R7.4.1
40	布田 昌司	防府土木建築事務所長	R7.3.31	(株)高須組	代表取締役	R7.5.23
41	中村 和彦	宇部土木建築事務所長	R7.3.31	(株)宇部セントラルコンサルタント	技術顧問	R7.4.1
42	植村 達也	宇部土木建築事務所総務課主査 【観光スポーツ文化部審議監】	R7.3.31	(公財)山口県健康福祉財団	事務局長	R7.4.1
43	佐々井 浩之	長門土木建築事務所長	R7.3.31	(一社)山口県測量設計業協会	事務局長	R7.4.1
44	宮原 宏夫	萩土木建築事務所長	R7.3.31	山口県土木施工管理技士会	常務理事事務局長	R7.4.1
45	林 太可志	宇部港湾管理事務所次長	R7.3.31	(地独)山口県産業技術センター	主査	R7.4.1
46	吉松 秀記	木屋川ダム管理事務所主査 【西部利水所長】	R7.3.31	(一財)山口県施設管理財団	施設課長	R7.4.1
47	松岡 充宏	阿武川ダム管理事務所長	R7.3.31	(一財)山口県建設技術センター	工事管理監	R7.4.1
48	菅原 孝司	山口宇部空港事務所次長	R7.3.31	防府土木建築事務所	会計年度任用職員	R7.4.1
49	井本 繁紀	会計課長	R7.3.31	(一社)山口県医師会	総務課長	R7.4.1
50	米原 圭太郎	企業局長	R7.3.31	八千代エンジニアリング(株)広島支店	業務企画部山口事務所 技師長	R7.4.1
51	難波 一夫	東部発電事務所長	R7.3.31	(地独)山口県立病院機構	技術参与	R7.4.1
52	梅本 啓一	周南工業用水道事務所長	R7.3.31	(有)泉土木コンサル	技術部長	R7.4.1
53	栢 正治	厚東川工業用水道事務所長	R7.3.31	(株)セトウチ	技術部長	R7.4.1
54	栗屋 桂	監査委員事務局長	R7.3.31	(一財)山口県施設管理財団	常務理事	R7.5.29
55	松岡 正憲	総務部長	R6.3.31	山口県信用保証協会	会長	R7.6.1
56	山本 正喜	労働委員会事務局次長	R6.3.31	(一社)山口県農業会議	参事兼業務課長	R7.4.1

イ 教育委員会

(令和7年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名 【管理監督職上限年齢制等による降任前の 役職名】	退職 年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職 年月日
57	小島 良夫	下関中等教育学校事務主査 【下関総合支援学校事務長】	R7.3.31	社会福祉法人 下関市民生事業助成会 なごみの里	事務局係長	R7.4.1
58	大田 真一	校長	R7.3.31	学校法人 三田尻学園誠英高等学校	校長	R7.4.1
59	国清 賢一	校長	R7.3.31	公益財団法人 山口県ひとづくり財団	参事	R7.4.1
60	中川 聡	校長	R7.3.31	学校法人 宇部学園	教育職員	R7.4.1
61	藤山浩一郎	校長	R7.3.31	株式会社CGSコーポレーション	一般職	R7.4.1
62	大村 勇	校長	R7.3.31	慶進高等学校	参事	R7.4.1
63	齊藤英一郎	校長	R7.3.31	公益財団法人山口県ひとづくり財団奨学センター	所長	R7.4.1
64	徳田 充	校長	R7.3.31	やまぐち総合教育支援センター	所長	R7.4.1
65	天尾 昇一	校長	R7.3.31	学校法人 河野学園 下関短期大学	教授	R7.4.1
66	伊藤 定好	教諭 【徳山商工高等学校長】	R7.3.31	宇部学園成進高等学校	副校長	R7.4.1
67	森 和貴	校長	R6.3.31	学校法人 河野学園 下関短期大学	教授	R7.4.1

ウ 警察本部

(令和7年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名 【管理監督職上限年齢制等による降任前の 役職名】	退職 年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職 年月日
68	竹内 照勝	警務部参事官兼教養課長	R7.3.31	(株)NTT西日本 山口支店	相談役	R7.4.1
69	田代 耕司	警務部警察安全相談総括官	R7.3.31	損保ジャパン調査サービス	嘱託	R7.4.1
70	進藤 常範	刑事部参事官兼組織犯罪対策課長	R7.3.31	(株)フジセキュリティ山口支社	支社長	R7.4.1
71	久保 隆	地域部長	R7.3.31	東京海上日動火災保険(株)	損害サービス主任	R7.4.1
72	藤原 英明	地域部自動車警ら隊長	R7.3.31	(株)樹	作業員	R7.4.1
73	田中 治樹	交通部運転管理課長	R7.3.31	小郡自動車学校	管理者	R7.4.1
74	井上 誠	警察学校長	R7.3.31	総合警備保障株式会社(ALSOK)	総務部担当部長	R7.4.1
75	加藤 工	光警察署長	R7.3.31	(一社)山口県自家用自動車協会	総務部長	R7.4.1
76	坂野 雅浩	山陽小野田警察署長	R7.3.31	損害保険料率算出機構山口事務所	調査役	R7.4.1
77	東 崇志	小串警察署長	R7.3.31	(公財)山口県暴力追放運動推進センター	専務理事	R7.4.1
78	豊嶋 茂樹	萩警察署副署長	R7.3.31	(株)丸三	警備主任	R7.4.1
79	末富 明弘	警務部警務企画官	R7.3.31	(一社)山口県安全運転管理者協議会	事務局長	R7.4.1
80	下松 裕幸	警務部参事兼厚生課長	R7.3.31	(株)たいよう共済山口支店	副支店長	R7.4.1
81	樋口 辰彦	警務部参事兼会計課長	R7.3.31	(株)たいよう共済山口支店	副支店長	R7.4.1
82	道免 敏江	警務部会計監査官	R7.3.31	(公社)山口県防犯連合会	事務員	R7.4.1
83	吉村 昌憲	警務部参事兼情報技術推進課長	R7.3.31	(一社)山口県自家用自動車協会	経理部長	R7.4.1
84	福田 浩美	下松警察署長	R6.3.31	山口フィナンシャルグループ	嘱託職員	R7.4.1

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

令和6年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	回数	人数
一般研修 新規採用職員、主事級、主任主事級等	13回	883人
パワーアップ研修 予算編成実務、危機管理実務、説明力向上、コーチング、行政法等	29回	544人
サポート研修 地域接遇、セミナーパーク特別講座等	7回	149人
派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等	-	33人
合 計		1,609人

イ 教職員

今後とも急激な変化が続くことが予想されるこれからの社会において必要となる子どもたちの生涯にわたって学び続ける力の育成に向け、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図る必要があることから、教職員一人ひとりの適性・能力やキャリアステージのそれぞれの段階に応じた計画的・継続的な研修を実施しています。

令和6年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	日数	人数
基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	96日	5,555人
希望研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、特別支援教育、専門職務、社会教育等	46日	1,759人
支援研修 サテライト、課題解決型サポート	172日	4,658人
派遣研修等 大学院、日本人学校、民間企業等	-	307人
合 計		12,279人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数です。

ウ 警察本部

警察職員が、警察法にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗且つ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。
令和6年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	期数	人数
採用時教養 初任科、初任補修科、一般職員初任科	5期	208人
昇任時教養 巡査部長任用科、警部補任用科	2期	20人
専科等教養 部門別任用科、専科	37期	481人
合 計	44期	709人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、山口県職員健康管理規程(昭和50年山口県訓令第2号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

(注)小中学校教職員を除く。

ア 労働安全衛生管理

令和6年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	6所属	12所属
教育委員会	—	49所属
警察本部	—	20所属

イ 健康管理

令和6年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区分		知事部局等	教育委員会	警察本部	備考
定期健康 診断(法定)	対象者	3,101人	4,980人	3,540人	胸部エックス線撮影、血液検査ほか
	受診者	3,090人	4,878人	3,512人	
がん検診 (任意)	胃がん	1,346人	2,228人	2,018人	胃がん(35歳以上の全職員及び 35歳未満の希望者) 大腸がん・子宮がん(希望者) 乳がん(35歳もしくは40歳以上の 希望者)
	大腸がん	730人	2,685人	2,239人	
	子宮がん	281人	486人	292人	
	乳がん	139人	489人	107人	

ウ 作業環境管理

令和6年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結果	検査内容
23	44	適切である 43 改善の余地がある 1	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

(注)知事部局のみ

(2) 福利厚生状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

(注)教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

ア 元気回復事業

区分	事業名	実施機関	概要
知事部局等	職員球技大会 元気回復事業 本庁各課対抗バレーボール大会	県・共済	ソフトボール、バレーボールなど5種目 部局又は各地域単位で実施 本庁各課でバレーボール大会を開催
教育委員会	—	—	—
警察本部	—	—	—

イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区分	項目	金額	概要
知事部局等	共済組合への負担金	4,834,639千円	短期・長期負担金等
	共済組合への補助金	476千円	健康保持・疾病予防事業への補助等
教育委員会	共済組合への負担金	14,410,278千円	短期・長期負担金等
警察本部	共済組合への負担金	3,835,183千円	短期・長期負担金等

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

令和6年度認定件数は、次のとおりです。

区分	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	18件	4件	22件
教育委員会	153件	6件	159件
警察本部	68件	3件	71件

(注)小中学校教職員を含みます。

1 1 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

(1) 知事部局等

ア 計画期間

令和7年度から令和11年度まで

イ 取組状況

(ア) 山口県庁こども参観デーの実施

本庁知事部局を対象に実施しました。

実施日時	参加者数	
	こども	保護者
R6.8.8	73	45

(イ) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度や育児休業経験者の体験談をまとめたハンドブックをイントラネットに掲載し周知を図りました。

(ウ) 時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』など、各種取組の徹底を図りました。

ウ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の2週間以上の育児休業取得率

目標値 (毎年度)	取得率 (R6年度)	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率(R6年度)	取得者数/対象者数
100%	97.2%	70人/72人	100.0%	39人/39人

※ 対象者数はR6年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

※ 男性職員の取得者数は対象者数に計上した職員のうち、令和7年8月末までに育児休業を取得した職員

(イ) 男性職員の子の出生後1年までの1ヶ月超の育児関連休暇等の取得率

目標値(毎年度)	取得率(R6年度)
100%	90.3%

※ 令和7年8月末時点(速報値)

(注) 育児関連休暇とは、出産補助休暇、男性の育児参加休暇、育児休業、子の看護休暇、育休計画時に見込んだ年休など、育児に関連する休暇を指す。

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(毎年度)	取得率(R6年度)
75%	79%

(エ) 職員1人当たりの時間外勤務時間数

目標値(毎年度)	実績値(R6年度)
令和5年度(141.0時間)より減少させる	134.9時間

(2)教育委員会

ア 取組状況

(ア)各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなどの意識啓発に努めました。

(イ)時間外勤務の縮減

毎月の『全庁一斉ノー残業デー』の取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア)男性職員の育児休業取得率

目標値 (R6年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
100% (2週間以上取得)	100.0%	1名/ 1名	100.0%	1名/ 1名
100%	45.0%	18名/ 40名	100.0%	41名/ 41名

- ※ 対象者数はR6年度中に新たに育児休業取得可能となった職員（小・中学校を除く。）
- ※ 目標数値が異なるため、上段は教育庁事務局、下段は県立学校について整理している。
- ※ 《参考》女性職員の育児休業取得状況は目標数値を考慮せず取得実績をそのまま反映

(イ)子の出生後1年までの男性の育児関連休暇等取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」や「男性職員の育児参加休暇(5日)」を積極的に取得するとともに、年次有給休暇を合わせて取得し、育児に伴う休暇・休業を、子の出生後1年までに事務局においては1か月超、県立学校においては5日以上取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値 (R6年度に子が出生した職員)	取得率
1ヶ月超	－
5日以上	－

- ※ 小・中学校を除く
- ※ 子の出生後1年までの育児関連休暇取得率のため、回答日時点で令和6年度に子が出生した職員について集計不可。

(ウ)年次有給休暇の取得率

目標値(R6年)	取得率
75%	62.3%

- ※ 小・中学校を除く

(3) 警察本部

ア 取組状況

(ア) 全職員のワークライフバランスの推進

年間を通じた計画的な休暇取得を奨励し、非効率的な時間外勤務の抑制を推進しました。
配偶者が出産を控えている男性職員に対し、上司や所属長による面談を実施することで、育児休業等を取
得しやすい職場環境を整備しました。

(イ) 女性職員の活躍推進

ロールモデルとなる幹部職員がキャリアパスを提示することにより、職員のキャリア形成を支援する研修
会を開催しました。

(ウ) 次世代育成支援

夏休み中に、親子で楽しみながら体験学習や見学を通じて警察の仕事の魅力を伝えるイベントを開催しま
した。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (R7年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
60%	97.3%	108名/ 111名	100.0%	30名/ 30名

※ 対象者数はR6年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の出産補助休暇の取得率

子どもの出生時における父親の特別休暇(出産補助休暇や育児参加休暇)について周知するとともに、男性職員に対
し、「配偶者の出産補助休暇(3日)」の積極的取得を奨励しました。

目標値(R7年度末)	取得率
100%	76.6%

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(R7年度末)	平均取得日数
15日以上	15.0日

Ⅱ 山口県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（令和6年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率 (A/B)
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B	
大学卒業程度	行 政	190	121	109	101	69	1.8
	警察行政	21	15	13	10	4	3.8
	社会福祉(一般)	13	11	10	9	5	2.2
	社会福祉(心理)	7	7	6	5	4	1.8
	土 木	18	5	5	5	3	1.7
	建 築	3	2	2	2	2	1.0
	農 業	18	14	14	13	11	1.3
	農業土木	1	0	0	0	0	-
	林 業	2	0	0	0	0	-
	畜 産	4	4	3	3	2	2.0
	水 産	8	6	6	5	4	1.5
	機 械	3	3	3	1	1	3.0
	電 気	2	0	0	0	0	-
	化 学	7	6	5	5	4	1.5
	衛生薬学	1	1	1	1	1	1.0
	衛生監視	5	5	5	3	3	1.7
	保 健 師	15	14	14	14	13	1.1
	管理栄養士	17	13	5	5	2	6.5
	計	335	227	201	182	128	1.8
大学卒業程度 (やまぐち型)	行 政	440	406	126	96	57	7.1
	警察行政	30	25	10	9	4	6.3
	土 木	20	20	20	20	17	1.2
	建 築	4	4	4	2	2	2.0
	農業土木	2	2	2	1	1	2.0
	林 業	7	7	7	6	4	1.8
	電 気	6	5	5	5	4	1.3
	衛生薬学	3	3	3	3	3	1.0
	計	512	472	177	142	92	5.1
職務経験者	行 政	153	131	12	10	2	65.5
	社会福祉	21	21	9	8	1	21.0
	土 木	8	8	8	5	2	4.0
	農業土木	2	2	2	1	1	2.0
	林 業	1	1	1	1	0	-
	機 械	1	1	1	1	1	1.0
	電 気	10	9	8	8	3	3.0
	保 健 師	4	4	4	4	2	2.0
	計	200	177	45	38	12	14.8
高校卒業程度	事 務	85	70	53	51	35	2.0
	警察事務	26	21	13	13	7	3.0
	土 木	13	12	11	10	7	1.7
	建 築	3	3	2	2	2	1.5
	林 業	2	2	2	2	2	1.0
	機 械	1	1	1	1	0	-
	電 気	5	4	3	3	3	1.3
	小・中学校事務	32	27	22	21	10	2.7
	計	167	140	107	103	66	2.1
短大卒業程度	司 書	17	11	4	4	1	11.0
就職氷河期 世代	事 務	47	34	12	12	2	17.0
	小・中学校事務	46	37	10	10	2	18.5
	計	93	71	22	22	4	17.8
警 察 官	男性(A) 一般	83	70	65	57	38	1.8
	第1回 サイバー	5	4	4	2	1	4.0
	男性(A) 一般	27	17	17	13	7	2.4
	第2回 武道指導	2	2	2	2	1	2.0
	男性(B) 一般	55	46	30	29	16	2.9
	第1回 サイバー	2	2	2	2	2	1.0
	男性(B)第2回	90	71	70	63	41	1.7
	女性(A)第1回	34	27	23	11	9	3.0
	女性(A)第2回	3	3	2	1	0	-
	女性(B)第1回	19	15	12	12	5	3.0
	女性(B)第2回	50	40	37	33	22	1.8
	計	370	297	264	225	142	2.1
合 計		1,694	1,395	820	716	445	3.1

(2) 採用選考の状況(令和6年度)

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				
	8	2			2
	7		2		2
	6	6	4	1	11
	5	1	5		6
	4	1	3		4
	3	19		1	20
	2	11	2		13
	1	13	2	2	17
公安職	9				
	8				
	7			7	7
	6			5	5
	5			1	1
	4			5	5
	3				
	2			1	1
	1			1	1
海事職	6				
	5				
	4				
	3	1			1
	2				
	1	1	1		2
研究職	5				
	4				
	3				
	2				
	1	2		2	4
医療職(一)	4				
	3				
	2	2			2
	1	3			3
医療職(二)	7				
	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
	1				
医療職(三)	7				
	6				
	5				
	4				
	3				
	2				
	1				
教育職(一)	4				
	3				
	2	7			7
	1				
教育職(二)	4				
	3		1		1
	2	1	5		6
	1				
計		70	25	26	121

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、令和6年10月11日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。令和6年人事委員会報告・勧告の概要は、次のとおりです。

職員の給与に関する報告及び勧告

1 職員と民間の給与の状況等と令和6年の給与改定

●職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差 (A)－(B)	人事院勧告
370,025円	359,737円	10,288円 (2.86%)	2.76%

(注) 令和6年4月分を比較し、民間給与は新規学卒者を除き、職員給与は行政職のうち新規採用者等を除く4,279人(平均43.1歳)の集計

(2) 特別給(ボーナス)

民間支給割合(A)	職員支給割合(B)	差 (A)－(B)	人事院勧告
4.61月分	4.50月分	0.11月分	0.10月分

(注) 民間支給割合は令和5年8月から令和6年7月までを集計。職員支給割合は現行のもの

●給与勧告の内容

(1) 月例給

民間給与との均衡を図るため、月例給を2.86%引き上げるよう、行政職給料表を改定。その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定
(人材確保の観点等を踏まえ、初任給や若年層に重点を置いて引上げ)

(2) 特別給(ボーナス)

民間の支給割合との均衡を図るため、特別給の年間支給割合を0.10月分引上げ
(期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ配分)

《期末・勤勉手当の支給割合》

区 分	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.225 → 1.25 月分	1.025 → 1.05 月分	2.25 → 2.30 月分
12 月 期	1.225 → 1.25 月分	1.025 → 1.05 月分	2.25 → 2.30 月分
年 間 計	2.45 → 2.50 月分	2.05 → 2.10 月分	4.50 → 4.60 月分

(3) 初任給調整手当

医師等に対する支給月額限度額を416,600円に引上げ

(4) 実施時期

令和6年4月1日

- 2 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」への対応
人事院が報告及び勧告を行った「給与制度のアップデート」について、人事院勧告の内容等を勘案し、次のとおり改定

●給与勧告の主な内容

(1) 給料表

行政職3級から7級までの初号近辺の号給カットによる給料月額最低水準の引上げや8級以上の級間の重なりを解消することによる昇格メリットの拡大など、新給料表に切替え

(2) 諸手当

ア 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円に引上げ

イ 地域手当

級地区分及び支給割合を改定し、県内勤務者に係る手当を廃止

ウ 通勤手当

交通機関等利用者の全額支給の限度額を150,000円に引上げ

エ 単身赴任手当

新規採用者に対して手当を支給

オ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当等を支給

カ 在宅勤務等手当

一定の期間以上継続して1箇月あたり平均10日を超えて在宅勤務等を行う者に対して、月額3,000円の手当を支給

(3) 実施時期

令和7年4月1日

ただし、(2)のア及びイの改定については、段階的に実施

3 今後の課題

(1) 60歳前後の職員の給与水準

65歳定年の完成を視野に入れた60歳前後の職員の給与水準の在り方について、引き続き、国の検討状況を注視していくことが必要

(2) 獣医師の給与

獣医師採用選考試験において、採用予定人員が確保できない極めて厳しい状況が続いているため、初任給調整手当の見直し等により、獣医師の処遇改善が必要

(3) 教育職員の給与

教育職員の給与制度に係る国の検討状況を注視し、必要に応じて所要の措置を講じることが適当

〔参考〕 給与改定関連（行政職）

1 月例給及び年間給与

区 分	改定前	改定後	改定額
月 例 給	355,235円	365,394円	10,159円 (2. 86%)
年 間 給 与	5,908千円	6,115千円	207千円

（注） 1 新規採用者等を含む行政職4,492人（平均42.4歳）の集計

2 年間給与は、月例給の12か月分及び特別給の合計の額

2 初任給

区 分	改定前	改定後	改定額
大学卒業程度	204,300円	227,500円	23,200円
高校卒業程度	172,200円	196,200円	24,000円

3 改定の状況

区 分	月 例 給		特 別 給 増 減 月	年間給与 増 減 額	備 考
	改定額	改定率			
平成27年	1,123円	0.30%	0.10月	56千円	
平成28年	892円	0.24%	0.10月	52千円	
平成29年	0円	0.00%	改定なし	0円	初任給調整手当のみの改定
平成30年	716円	0.20%	0.10月	49千円	
平成31年	74円	0.02%	0.10月	38千円	
令和2年	改定なし	改定なし	△0.05月	△19千円	
令和3年	改定なし	改定なし	△0.15月	△56千円	
令和4年	1,119円	0.32%	0.10月	54千円	
令和5年	3,716円	1.05%	0.10月	98千円	
令和6年	10,159円	2.86%	0.10月	207千円	

（注） 月例給改定額・率は、各年の4月1日現在の職員1人当たりの額・率

1 人材の確保・育成等

- ・ 人材の確保が依然として困難な状況の中、一人でも多く県職員への志願を増やし、有為な人材の確保に繋げていくため、採用試験制度の更なる見直しや多様な柔軟な働き方の推進、公務の魅力発信の強化など、実効性のある人材確保策を実施
- ・ 人材の育成について、デジタル人材の育成の観点も含め、職員の専門的知識やマネジメント能力等を高める多様な研修を充実していくことが必要
- ・ 高齢層職員の活躍について、定年引上げの対象となる職員への情報提供等を適切に行い、多様な知識・経験を発揮できる人事管理や環境整備を進めていくことが必要
- ・ 女性職員の活躍について、人材の確保・育成や勤務環境の整備、仕事と生活の両立支援の充実を図りながら、取組を進めていくことが必要
- ・ 障害者の雇用・活躍について、障害のある職員が安心して働き、その能力を十分に発揮できる職場環境づくりを着実に進めていくことが必要

2 勤務環境の整備

- ・ 「やまぐちワークスタイルシフト」の取組を全庁的に進める中、時代に即した働き方を進め、公務職場を魅力あるものにするため、職員がその能力を最大限に発揮できる環境整備を積極的に進めていくことが必要
- ・ 時間外勤務の縮減に向けて、事務事業の徹底した見直しやデジタル技術の活用等による業務の効率化などに取り組むとともに、業務量に応じた適切な人員配置や必要な人員の確保に努めることが必要
- ・ 職員の健康管理について、身体健康管理対策やメンタルヘルス対策に取り組むとともに、長時間労働等による健康管理対策を的確に実施していくことが必要
- ・ ハラスメント防止対策について、指針の周知や研修を通じた意識啓発など、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めていくことが必要

3 仕事と生活の両立支援

育児や介護に関する休暇制度等について、国や他の都道府県の動向等も踏まえ、拡充に向けた検討を進めることが必要。また、男性職員の育児休業の取得促進等に向けて、仕事と生活の両立支援制度の周知や全職員の意識醸成などに取り組むことが必要

4 能力・実績に基づく人事管理

職員の志気を高め、組織活力や公務能率の維持・向上、さらには公務職場の魅力の向上等を図るため、職員の能力・実績を的確に把握・評価し、任用や給与等に適切に反映するなどの人事管理をより一層推進していくことが必要

5 公務員倫理の徹底

職員一人ひとりが、行政に対する県民の期待と信頼に応えられるよう、職場における指導や職員研修などの取組を一層進めることが必要

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の一つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

令和6年度においては、1件の新規事案がありましたが、令和6年度末現在での未処理件数はありません。

	5年度末現在 未処理件数	6年度 措置要求件数	6年度 処理件数	6年度末現在 未処理件数
給 与				
旅 費				
勤 務 時 間				
休 暇				
執 務 環 境				
厚 生 福 利				
転 任				
任 用				
ハラスメント				
そ の 他		1	1	
計		1	1	

4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

不利益処分に関する審査請求は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度です。

令和6年度においては、1件の新規事案があり、令和6年度末現在での未処理件数は1件となっています。

		5年度末現在 未処理件数	6年度 審査請求件数	6年度 処理件数	6年度末現在 未処理件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	分 限 免 職				
懲 戒 処 分	戒 告				
	減 給				
	停 職				
	懲 戒 免 職		1		1
計			1		1